

令和元年8月27日 開 会

令和元年8月27日 閉 会

佐賀県東部環境施設組合議会 定例会会議録

佐賀県東部環境施設組合議会事務局

令和元年8月定例会会期日程

日次	月 日	摘 要
第1日	8月27日(火)	<p>開 会</p> <p>会期決定</p> <p>8月27日(1日間)</p> <p>会議録署名議員の指名</p> <p>経過報告</p> <p>議案審議</p> <p>議案第4号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第5号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第6号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第7号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>閉 会</p>

8月定例会付議事件

1 管理者提出議案

[令和元年8月27日提出]

- 議案第4号 佐賀県東部環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について [可決]
- 議案第5号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について [可決]
- 議案第6号 平成30年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定について [認定]
- 議案第7号 令和元年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算(第1号) [可決]

令和元年 8 月 27 日

議場：鳥栖・三養基西部環境施設組合
リサイクルプラザ 2 階研修室

1 出席議員氏名

議 長 齊 藤 正 治

久保山日出男 飛 松 妙 子 伊 藤 克 也 樋口伸一郎

牧 瀬 昭 子 山 口 義 文 永 沼 彰 中 野 均

筒井佐千生 森 田 浩 文 中 山 五 雄 寺 崎 太 彦

園 田 邦 広 田 中 俊 彦 松 信 彰 文

2 欠席議員氏名

なし

3 地方自治法第 121 条による説明員氏名

管 理 者 橋 本 康 志 副 管 理 者 松 本 茂 幸

副 管 理 者 伊 東 健 吾 副 管 理 者 武 廣 勇 平

副 管 理 者 末 安 伸 之 事 務 局 長 吉 田 忠 典

総 務 係 長 濱 野 知 大 総 務 係 専 門 主 査 大 坪 功 二

事 業 係 長 赤 司 隆 則 事 業 係 主 事 堂 園 祥 太

4 議会事務局職員氏名

事 務 局 長 吉 田 忠 典

総 務 係 長 濱 野 知 大

総 務 係 専 門 主 査 大 坪 功 二

5 議事日程

日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 経過報告

日程第 4 提案理由の説明 議案第 4 号～議案第 7 号

日程第 5 議案第 4 号 佐賀県東部環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について
(質疑、討論、裁決)

日程第 6 議案第 5 号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
(質疑、討論、採決)

日程第 7 議案第 6 号 平成 30 年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定について
(質疑、討論、採決)

日程第 8 議案第 7 号 令和元年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算 (第 1 号)
(質疑、討論、採決)

開会

午後 1 時 3 0 分

開議

齊藤正治議長

みなさんこんにちは。本日、佐賀県東部環境施設組合告示第 4 号におきまして、本組合議会の 8 月定例会が招集されました。

ただいまの出席議員数は 16 名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。それでは、早速でございますが、本日の会議を開きます。



日程第 1 会期決定

齊藤正治議長

日程第 1、会期決定の件を議題といたします。会期は、本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日間と決しました。



日程第 2 会議録署名議員の指名

齊藤正治議長

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 9 4 条の規定により、議長において樋口伸一郎議員、筒井佐千生議員を指名いたします。



日程第 3 経過報告

齊藤正治議長

日程第 3、経過報告につきましては、お手元に印刷物を配布いたしておりますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。

日程第 4 提案理由

齊藤正治議長

日程第 4、提案理由の説明を求めます。

橋本康志管理者

議長。

齊藤正治議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

みなさん、こんにちは。本日は足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、8月の20日に開催いたしましたさが西部クリーンセンターへの視察につきましては、すべての皆様にご参加をいただき、心からお礼申し上げます。今後とも知見を深めながら間違いのない選択をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

では、提案理由の説明を申し上げます。本日提案をいたしております議案は、お手元にお配りしております議案第 4 号から議案第 7 号まで 4 件でございます。まず、「議案第 4 号佐賀県東部環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等に関する条例の制定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 2 項の規定に基づき、佐賀県東部環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続について必要な事項を定めるものです。次に、議案第 5 号「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について」は、令和 2 年 3 月 31 日をもって西佐賀水道企業団が解散するため、佐賀県市町総合事務組合から脱退させ、これに伴い、構成団体数を減少させ、同組合を組織している構成団体の共同処理する事務の削除について、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、同組合規約の変更について協議し、同法第 290 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。次に、議案第 6 号「平成 30 年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定について」でございます。平成 30 年度の一般会計決算は、歳入総額 3 億 1 9 1 万 4, 7 2 8 円、歳出総額 2 億 9, 1 9 7 万 9, 0 3 0 円、歳入歳出差引額 9 9 3 万 5, 6 9 8 円となっております。平成 30 年度決算につきましては、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見書を添えて議会の認定に付するものでございます。最後に、議案第 7 号「令和元年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第 1 号）」につきましては、平成 30 年度決算に伴う繰越金及び国の交付金であります循環型社会形成推進交付金の交付額決定に伴う補正でございます。補正金額につきましては、歳入歳出それぞれ 6 1 3 万 4 千円を追加し、一般会計の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9, 7 6 4 万 7 千円とするものでございます。また、次期ごみ処理施設の入札公告を行うにあたり、次期ごみ処理施設の建設から運営終了までの期間における債務負担行為として、令和 2 年度から令和 35 年度までの期間において限度額 4 1 5 億 8 千万円の債務負担行為の設定を行うものでございます。以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ

げます。

齊藤正治議長

ありがとうございました。



日程第5 議案第4号 佐賀県東部環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について

齊藤正治議長

日程第5、議案第4号、佐賀県東部環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

みなさん、こんにちは。ただ今、議題となりました議案第4号、佐賀県東部環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例案についてご説明いたします。佐賀県東部環境施設組合定例会議案書の1ページ目をお願いいたします。今回、建設を予定しております一般廃棄物処理施設の設置に係る届出につきましては、周辺地域の生活環境に及ぼす影響を調査した生活環境影響調査書を添付することが義務付けられております。この調査書は、廃棄物処理法第9条の3第2項において、条例の定めるところにより縦覧し、利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を与えなければならないとされております。条例案の内容につきましては、生活環境影響調査に関する縦覧手続きとなっており、第1条に目的、第2条に対象施設の種類、第3条に告示の内容、第4条に縦覧場所、縦覧期間、第5条と第6条に意見書の提出先と提出期限、第7条環境影響評価との関係、そして第8条他の市町との協議といった構成となっております。一方、本組合の次期ごみ処理施設整備事業は、佐賀県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価を実施しているところでございますが、平成18年9月に環境省が出しました生活環境影響調査指針に基づきまして、条例に基づき実施した環境影響評価書を生活環境影響調査書として添付する事は差し支えないとされていることから、第7条の規定を設けまして現在実施している環境影響評価手続を生活環境影響調査手続とみなすように規定をしております。したがって、次期ごみ処理施設の設置の届出の際は、環境影響調査書を添付することとなります。以上、第4号議案の説明でございました。

齊藤正治議長

ありがとうございました。

これより質疑を行います。どなたか質疑はございませんか。

牧瀬昭子議員

議長。

齊藤正治議長

牧瀬議員。

牧瀬昭子議員

第4条の縦覧の場所については、次に掲げる場所とするというふうにありますけども、具体的にはどこの場所を想定してありますか。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

具体的には、佐賀県環境東部施設組合、そしてホームページ、あるいは鳥栖市の環境対策課窓口、あと、生活環境に影響のあると思われる久留米の小森野校区のまちセン等にも予定をしているところがございます。

牧瀬昭子議員

議長。

齊藤正治議長

牧瀬議員。

牧瀬昭子議員

ありがとうございます。小森野のほうまで配慮が行きわたっていらっしゃるなと思いました。鳥栖市のほうでもまちセンのほうにですね、地域の方々が行きやすいと思うので、そちらにも是非、縦覧の場所として設置していただきたいなと思いますけどもいかがでしょうか。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

鳥栖市内のほうにもですね、是非、多くの人にも知っていただきたいと思いますので、検討したいと思います。

牧瀬昭子議員

はい、よろしくお願いいたします。

齊藤正治議長

他にございませんか。

ないようでございますので、質疑を終わります。本案は討論を省略してただちに採決を行います。議案第4号について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって議案第4号、佐賀県東部環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定については、原案のとおり決しました。



日程第6 議案第5号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

齊藤正治議長

日程第6、議案第5号、佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

ただ今、議題となりました議案第5号、佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてご説明いたします。今回の規約の変更につきましては、西佐賀水道企業団が佐賀西部広域水道企業団と統合することから、西佐賀水道企業団が解散することに伴い、規約を変更するものでございます。西佐賀水道企業団は旧佐賀市を除きます佐賀平野中央部の11町村を給水区域とし、昭和28年5月に事業認可を受け、水道事業を展開してまいりましたが、平成30年3月に関係自治体等で統合に関する基本協定が結ばれ、令和2年4月1日から経営が統合されます。したがって、佐賀県市町総合事務組合規約のうち、西佐賀水道企業団を削除するものが今回の一部を改正する規約の案でございます。以上でご説明を終わります。

齊藤正治議長

ありがとうございました。以上、説明が終わりました。

これより質疑を行います。どなたか質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、質疑を終ります。本案は討論を省略してただちに採決を行います。議案第5号について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって議案第5号、佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更については原案のとおり決しました。



日程第7 議案第6号 平成30年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定について

齊藤正治議長

日程第7、議案第6号、平成30年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

ただ今、議題となりました平成30年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定についてご説明いたします。別冊になっております平成30年度佐賀県東部環境施設組合歳入歳出決算書をお手元をお願いいたします。まず、2ページ目、3ページ目をお願いいたします。平成30年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定につきまして、歳入予算現額3億261万6,000円に対しまして、調定額、収入額はいずれも3億191万4,728円で、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。4ページ、5ページ目をお願いいたします。歳出予算現額3億261万6,000円に対しまして、支出済額2億9,197万9,030円、不用額は、1,063万6,970円となっております。6ページをお願いいたします。歳入歳出差引額につきましては、993万5,698円となっております。それでは、歳入歳出の詳細についてご説明いたします。まず、歳入でございますが、8ページ目、9ページ目をお願いいたします。款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金、節1負担金につきましては、均等割10%、人口割90%の負担割合で構成市町からご負担をいただいたもので、市町ごとの負担額につきましては、備考欄に記載をしているところでございます。款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1衛生費国庫補助金、節1清掃費国庫補助金につきましては、次期ごみ処理施設の整備に関する循環型社会形成推進交付金で補助率は1/3となっております。款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金は、平成29年度決算による繰越金でございます。次の10ページ目、11ページ目をお願いいたします。款4諸収入、項2雑入、目1雑入、節1雑入につきましては、嘱託職員の労災保険料等の還付金でございます。次に歳出でございます。12ページ目、13ページ目をお願いいたします。款1議会費、項1議会費、目1議会費につきましては、組合議員16名分の報酬並びに定例会出席への費用弁償でございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なものといたしましては、節3職員手当等でございますが、1名の管理職手当と4名分の時間外手当でございます。節8報償費につきましては、契約や行政不服審査請求等に関する法的アドバイスに対する弁護士への謝金でございます。節9旅費につきましては、事務連絡や職員の先進地視察等の旅費でございます。節11需用費及び節12役務費につきましては、事務用品やコピー代、公用車ガソリン代、郵便や電話代公用車の保険料等でございます。14、15ページ目をお願いいたします。節13委託料につきましては、ホームページや財務会計システム等の保守のほか、次期ごみ処理施設整備計画に反対する住民が申し立てた調停に関し、その対応につい

て弁護士に依頼したものでございます。節14使用料及び賃借料につきましては、パソコンや公用車、財務会計システム等の使用料でございます。節19負担金補助及び交付金は鳥栖市に対する建設協力金のほか、構成市町から派遣された職員の人件費について、派遣元市町へお支払いをするものでございます。節23償還金利子及び割引料は平成29年度決算に伴う剰余金を構成市町へ返還をしているところでございます。次に項2監査委員費につきましては、監査委員への報酬のほか月例監査や決算審査での費用弁償のほか、住民監査請求に関して内容審査や請求人陳述などの費用弁償を支払った結果、現計予算では不足いたしましたので、予備費から充用を行っているものでございます。次に款3衛生費、項1清掃費、目1施設建設費、節13委託料でございますが、上から順に建築土木支援業務につきましては、土木業務の設計や管理といった業務の支援でございます。次の環境技術支援業務につきましては、環境アセス調査に関する専門的見地からの支援を受けたものでございます。その下、環境影響評価業務ですが、平成30年度は主に現地の調査を行っております。その下、旧焼却施設解体設計業務及び一つ飛ばしまして、し尿処理施設等解体設計業務につきましては、建設予定地の南東部にある旧焼却施設やし尿処理施設の解体に関する設計を行っております。事業者選定アドバイザー業務につきましては、平成30年度は建設、運営事業者の選定にあたり、事業者募集の図書作成や建設位置の変更等に関する検討を行っております。下から2つ目、土壌詳細調査業務につきましては、建設予定地から発見された埋設廃棄物や土壌汚染等の範囲確認や対策工法等の検討のほか、建設予定地北西部の土壌調査や地下水調査を行っております。一番下、道路設計業務につきましては、県道中原鳥栖線から進入口の設計を行っております。次に、16、17ページをお願いいたします。款4予備費でございますが、先ほど申し上げましたとおり、監査委員費に予算の不足が生じたので、2万6千円を充用しております。次に18ページ、19ページをお願いいたします。実質収支でございますが、実質収支につきましては、993万6千円となっております。21ページをお願いいたします。財産に関する調書につきましては、平成30年度末時点で佐賀県東部環境施設組合では、財産はございません。以上につきまして議案第6号のご説明を終わります。

齊藤正治議長

ありがとうございました。引き続き、監査委員の決算審査の結果についてご報告をお願いします。

園田邦広監査委員

議長。

齊藤正治議長

園田監査委員。

園田邦広監査委員

それでは、決算審査の報告を行います。監査委員の園田でございます。監査報告をさせていただきます。地方自治法第233条第2項の規定により、令和元年7月1日に平成30年度佐賀県東部環境施設組合一般会計歳入歳出決算審査を行いました。決算審査にあたっては、提出された歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに証票類、その他の関係諸帳簿により、慎重に審査しましたので、その結果を報告いたします。審査に付された歳入歳出決算の調書は地方自治法等関係法令に準拠して作成されており、決算の計数については、それぞれの関係諸帳簿及び証

抛書類と照合した結果、適正に処理されているものと認めます。また、その他監査委員の意見といたしまして、次の2点について意見を付しております。1点目といたしまして、次期ごみ処理施設の建設予定地を北西部に変更したことに関し、これまで実施した業務については、その目的や成果等を勘案し、構成市町間の適切な費用負担について検討されたい。2点目といたしまして、リサイクル施設については、速やかに新たな予定地の確保を行い、全体事業として著しい遅れが生じないよう努められたい。以上、2点について監査委員からの意見を付し、決算審査の報告といたします。以上です。

齊藤正治議長

ありがとうございました。

これより質疑を行います。どなたか。

樋口伸一郎議員

議長。

齊藤正治議長

樋口議員。

樋口伸一郎議員

今の決算審査意見書も含めての質問となりますけど、その他欄で今、園田議員よりご指摘というか意見がありましたが、リサイクル施設について速やかに新たな予定地の確保を行い、というところについての質問です。この選定に関しては鳥栖市が行うべきものということで、前回の定例会でも報告がありまして、その後、約3ヵ月、2ヵ月から3ヵ月経っておりますが、事前の確認では事務局のほうにお尋ねをしたところ、鳥栖市からは何ら連絡はいただいているという確認を取っております。改めて橋本管理者にお尋ねしたのですが、鳥栖市からの何らかの5月以降の進捗と言いますか、そうした報告がない限りは脊振の塵芥処理施設と西部環境、現存している今の施設ですね、こちらからも延期期間を定められないというふうにご指摘をいただいているかと思いますが、こちらからは鳥栖市のほうに対して何らかの要請と言いますか、どのようになっているかの確認は取れていますか。改めてお伺いいたしたいですけど。鳥栖市からの報告についてお尋ねいたします。

橋本康志管理者

議長。

齊藤正治議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

樋口議員からのご質問にお答えいたします。リサイクル施設につきまして、鳥栖市のほうで新たな建設予定地を探すということでございます。一応、鳥栖市といたしましては、選定の委員会を作った、専門的な見地からも検討が必要だというふうに認識をしております。今の真木町の北西部に焼却施設を作ってそこの位置関係とかそういったものを測りながら、今、選定を進めて行こうとしております。これはできるだけ早く選定をしなければいけないと思っておりますので、少なくとも今年度中には何らかの報告ができるかたちで選定作業をすすめてまいりたいと思っております。また、鳥栖・三養基西部環境施設組合あるいは脊振共同塵芥処理組合にリサイクル施設の延長使用についても打診をしております。

まして、そのへんにつきましても一定の条件整理をすすめておまして、そこが明らかになったところでまたご報告申し上げたいと思っております。

樋口伸一郎議員

議長。

齊藤正治議長

樋口議員。

樋口伸一郎議員

ありがとうございます。それに関してですけども、そこを踏まえて2点質問をしたいのですが、先日の勉強会でもごみ処理施設建設関連という書類をいただいてですね、その中では鳥栖・三養基西部環境施設組合さんからも令和元年6月20日、約2カ月前ですけど、延長期間について教示するように求められているんですね。あと、併せてですけど脊振共同塵芥処理組合からも延長期間について教示するように求められているというような書類をいただいているんですね。ですので、この鳥栖市から選定地の候補地じゃないですけど、そうした打診がこちらのほうにもないとその先に進めないというような書類になっていました。ですので、この広域でリサイクルプラザに関して、さっきの意見書のとおり早急に求められたいということでしたが、この延長期間のところ具体的ににならないとその先に進められないと思うんですね。ですので、この延長期間に関してはその、今、橋本管理者は、お示しができるようになったら、お示しをするというご答弁だったかと思うんですけど、その確定する前でのプロセスというか経緯を今、検討していますとか、例えば、今、候補地が5つくらいあるのでその中から選んでいますとか、何らかの関連と言いますか、やりとりがですねこちらのほうに無いと、こちらのほうは手詰まりをしているような状態だと思います。仮に2施設に、現存している2施設に延長期間の検討を申し入れしたいですけども、その先に進むことができないと思うんで、やりとりが、やっぱりプロセスのやりとりとか、そうしたことを情報共有と言いますかそれを行ったうえで、こちらのほうにもその経緯をずっと説明しながら行っていないといけないと思うんですけど、併せてですけども鳥栖市議会の事をここで言うのは適切かどうかわからないと思うんですけども、6月の定例会では、関係委員会、厚生常任委員会のほうでは委員会決議が出ておまして、この委員会決議の内容がさきほどの意見書と全く同意のものというふうなものになっています。すなわち、連携を取りながらその経緯、プロセスを随時報告しながら理解をとって延長期間を考えているというようなすすめ方が僕は必要だと思うんですけども、そのあたりのお考えはどうですか。決定してからの通知しかないと。

橋本康志管理者

議長。

齊藤正治議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

ご指摘の点、これから重々各2つの施設と事務的な打合せを行いながら進めてまいりたいと思います。適宜ご報告を申し上げますこととさせていただきます。

樋口伸一郎議員

議長。

齊藤正治議長

樋口議員。

樋口伸一郎議員

是非、決定してから期間はもう5月の臨時会ですかね、からもう2、3カ月経っていますので、その中の動きというのも是非、ご報告をしていただきたいという要望を申し上げます。あと、2点目なんですけど、5月8日にいただいている書類です、そのリサイクル施設適地選定については、鳥栖市が引き続き努力するというのですが、こちらに関しては首長会で継続して協議していくという事が確認されています。書類もいただいておりますので、その首長会に関してちょっとお尋ねをさせていただきたいのですが、首長会も前回の資料では7回の首長会を行いながら、事をすすめていくというふうな書類をいただいておりますが、こちらに関しては、この7回は焼却施設ですとか処理施設、方法に関しての7回の首長会が主だと思っています。こういうリサイクルプラザの選定に関してはこの7回の中で収まりきれないと思うんですけども、5月の段階で予定されていた首長会の回数に加えてリサイクルプラザの選定地についての首長会というのは行われたかというのを教えていただきたいのですが。処理施設の進め方についての首長会とは別にリサイクル選定地についての首長会というのは議論されたのかをお答えいただきたいと思います。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

首長会につきまして、これまで焼却施設のほうを中心に行っておりまして、申し入れが組合のほうから現施設の2組合のほうに申し入れを行ったのが、5月の31日に今の現組合のほうに使用延長の申し入れを検討をしていただけないかという申し入れを行っています。鳥栖・三養基西部からは6月20日で返答を、脊振共同塵芥処理組合からは7月10日で回答をそれぞれいただいております、中身としては、議員ご理解のとおりです、ね延長期間を教えて欲しいというような回答がございました。したがって、7月10日で両方出揃いましたので、それから現在、私たち事務局のほうでもどういったものがあるかというような議論をしながら、建設予定地の鳥栖市のほうと話をすすめていくところでございまして、リサプラだけの首長会というのは、それ以降の開催はないというところでございます。

樋口伸一郎議員

議長。

齊藤正治議長

樋口議員。

樋口伸一郎議員

ありがとうございます。先日頂いている首長会の中身というのは、処理施設に関する議論が大半を占めてくるのかなと思うので、そこは時間を割いてでも回数を増やしてでもリサイクルプラザの選定

地についての議論も行っていただいて、必要であれば鳥栖市にプレスして鳥栖市からどのようなになっているのかを確認をして、ここに報告するといったことをしていただきたいと思っています。次期ごみ処理施設建設関連ということで先日頂いている書類の中で、例えば、この広域議会がひとつと、鳥栖市としてすべきことがひとつ、首長会としてすべきことがひとつの3つが今、両輪じゃなくて今、3輪で転がっている状態で、なかなかここにいる議会としても全部を把握して整理していくのも難しいと思いますので、要望なんですけど、前回頂いている資料で次期ごみ処理施設建設関連事業についての関係機関との経緯を記した書面をいただいたかと思うんですけども、この中に鳥栖市としての動き、首長会としての動きというのも足したような書面化した、見える化をしてこちらのほうにも提示していただくように要望を申し添えさせていただいて質問を終わります。ありがとうございます。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

お手元の経過報告の中に組合関連の事業として、次期ごみ処理施設のほうを出しております。鳥栖市とかそういったところの動きも含めたところで記載をしていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

樋口伸一郎議員

よろしくお願ひします。

齊藤正治議長

他にございませんか。

中山五雄議員

議長。

齊藤正治議長

中山議員。

中山五雄議員

決算審査意見書の中の3番のその他の欄の(1)です。次期ごみ処理施設の建設予定位置を北西部へ変更したことに関し、これまで実施した業務については、その目的や成果等を勘案し、構成市町の適切な費用負担について検討されたい。となっておりますが、実施した業務についてはということとなっておりますが、そのへんの内容をですね、よければ説明してもらいたいと思います。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

決算審査意見書につきまして、監査委員さんのほうからご指摘をいただいた件でございますが、歳入

歳出決算書の14、15ページをお願いいたします。一番下のところ款3衛生費、項1清掃費、目1施設建設費、節13委託料でございます。その中で、備考欄の上から4つ目と6つ目、旧焼却施設解体設計業務及びその2つ下のし尿処理施設等解体設計業務のこの2つにつきましては、当初、この施設が新しい処理施設を作るときに邪魔になるという事で、解体するという事で進めておりましたが、ご存知のとおり、南東部のほうから汚染物質等が発見されましたので、この南東部にございます旧焼却施設やし尿処理施設については、南東部を建設予定地から外すということで、解体を組合のほうではしなくなったということでございます。したがって、解体のための成果としての設計というのが組合では利用しなくなったということで、監査委員さんのほうからはこのようなご指摘をいただいたというところでございます。

中山五雄議員

議長。

齊藤正治議長

中山議員。

中山五雄議員

構成市町の適切な費用負担について検討されたいと、なっておりますが、これ7月1日の日に意見書を出しておられますが、その後の検討は何か出ましたか。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

7月1日に監査委員様のほうからこのようなご指摘を受けた事から、首長会のほうでご報告はしております。現在のところ、次期ごみ処理施設に関連して例えば国庫補助金等の返還もひよっとしたら絡んでくるのではないかとか、そういった事もございまして、現時点ではまだ、金額等も精査できる状況にないというふうに考えておまして、今後、担当課長会や首長会等に金額が固まっていくようなところも踏まえながら、協議のほうをすすめていきたいというふうに考えているところでございます。

中山五雄議員

はい、わかりました。ありがとうございました。

齊藤正治議長

他にございませんか。

中野均議員

議長。

齊藤正治議長

中野議員。

中野均議員

一点だけお聞きします。決算の中で職員手当について掲示をされていますけども、時間外手当の不用

額がかなり多いということで、一般的に時間外手当は給与総額のだいたい7%か8%を計上するわけですが、今回、当初予算の中で3%で計上されております。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

私たち職員の人件費につきましては、組合のほうに予算計上しているのは、手当のうちの管理職手当と時間外手当だけでございまして、具体的に給料の何%といったところではございませんで、平成30年度は300万円を計上しておりましたけれども、今年度平成31年度、令和元年度につきましては、時間外勤務手当につきましては250万円を計上しているというところでございます。

中野均議員

議長。

齊藤正治議長

中野議員。

中野均議員

特にこの決算の中では、時間外が少なかったということは、大変いいことだと思うわけですが、今後いろいろな事業が想定されておりますので、増える要素があるかなという感じを受けているわけですよ。課題が多いからですね。減額は減額でしていただいて結構ですが、できるだけ時間内に収めていただきたいですが、必要な時は頑張ってやっていただきたいと思います。以上です。

齊藤正治議長

他にございませんか。

筒井佐千生議員

議長。

齊藤正治議長

筒井議員。

筒井佐千生議員

監査委員意見書の中のその他3の(2)の件なんですけど、先ほども質問されましたけども、全然、速やかな新たな予定地の選定というようなご報告が全然なっていないと、そういったことで選定委員会をということで先ほど言われましたけども、選定委員さんたちはどういった方たちで何名ぐらいをしたなかにおいて検討をされているのかということでお尋ねいたします。

橋本康志管理者

議長。

齊藤正治議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

選定委員会は、鳥栖市役所の中の担当課を主体とした関連各課の課長を中心として選定をする予定にしております。以上です。

筒井佐千生議員

議長。

齊藤正治議長

筒井議員。

筒井佐千生議員

そういった鳥栖市の皆さん方でされるということで、全然、こういったところで報告がなされていないわけですね、現に全然進行していないというようなところで、報告がなされていないのかなとは思いますが、やはり、この委員会で目に見えるような報告をやっていただきたいと、そうしないと先ほど言われた鳥栖・三養基西部の施設への申し入れ、それと、脊振共同塵芥処理組合に申し入れたその延長期間とか、そういったところがですね、全然私どもも判断できないわけですよ。だから、是非、そういうところをですね今後鳥栖市での選定委員会の動きを速やかに報告をお願いしていただきたいということと、この選定の中においては、環境汚染が出た今、外された予定地の検討も一つの中の手段として考えておられるものなのかをお尋ねしておきます。

橋本康志管理者

議長。

齊藤正治議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

まず、選定の手続につきましては、できるだけ早くご報告ができるようにしてまいりたいと思いますし、順次、今どういう段階にあるかはご報告をしてまいりたいと思います。それからリサイクル施設の設置場所として、真木町の南東部、当初、焼却施設等の建設を予定していた地域は含まれるかについてでございますが、そこにつきましては、今、埋設物の状況調査を今年と来年2か年をかけて調査をすることとしておりまして、まだ全体を把握できておりません。したがって、早急に選定をするという観点からこの地区については検討対象から外しております。以上でございます。

筒井佐千生議員

議長。

齊藤正治議長

筒井議員。

筒井佐千生議員

今までも、反対の方から申立人からの調停関係もありまして、今回、3回目の調停におきましては、取り下げがなされたということではありますが、やはり、今まで、旧鳥栖市のごみ処理施設があった場所において、こういった汚染物質が出たというところでやはり、周辺の住民の方たちが今回、こういったことで申し出を出されているものだと思っているんですよ。そういったのをやはり和らげるためにもですね、やはり汚染物質が出たところの旧施設跡は鳥栖市さんで速やかに早く汚染物質の対応をして、周

りの住民感情に対して和らげるような対策をしないと、今後、この事業を進めていく中においてこういった反対の方々からいろんな苦情等、また、差止め関係等が出てくる可能性も大いにあると思いますので、やはりそういったところで鳥栖市さんが旧施設跡の対応を今後、どのように考えているか、今後、何か月かかかるということと言われてますが、そういった中においてそのへんの対応を積極的に進めてもらいたいと思います。以上です。

橋本康志管理者

議長。

齊藤正治議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

ご指摘ありがとうございます。今、ご指摘の件につきましては、6月の鳥栖市議会定例会において調査の予算を可決いただいて、今年度と来年度の2ヵ年をかけまして、実態をまず把握しようということで、調査をすることにしております。そのうえで、どういった対処法が適切かということを検討して、実施をしてみたいと思っておりますので、ご報告申し上げます。

齊藤正治議長

他にございませんか。

牧瀬昭子議員

議長。

齊藤正治議長

牧瀬議員。

牧瀬昭子議員

15ページの建設協力金について、1億円というのがあると思うんですけども、建設がまだなされていない中、今、何に使われているのかというのが一つ目の質問です。二つ目の質問が下から2番目の土壌詳細調査調査業務というのが、59,514千円を使っていますけども、これはそもそも土壌が汚染されてなければ、この分の費用というのはいらなかったというふうに認識してよろしいでしょうか。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

牧瀬議員のご質問にお答えいたします。建設協力金につきましては、鳥栖市以外の1市3町が鳥栖市に平成30年度は1億円の支払いをしているものでございます。その用途につきましては、申し訳ございません、組合のほうでは把握のほうはしておりません。鳥栖市のほうでの収入となっております。もう一つ、土壌関連調査でございますけども、ご指摘のとおり汚染がございましたので、詳細に範囲の特定を行ったというものでございますので、土壌汚染等がなければ、この費用はなかったということでございます。以上、お答えしたいと思います。

牧瀬昭子議員

議長。

齊藤正治議長

牧瀬議員。

牧瀬昭子議員

鳥栖市から鳥栖市の事を言うのもとてもあれなんですけども、正直、選定の時にですね土壤調査というのを前もってやっておいて、ここは大丈夫だということを踏んだうえで進めれば、こういったことを他市町に負担を強いることはなかったんじゃないかと思っているんですけれども、これに関しては順番とかというのは、何か前もってする必要はなかったのかなと反省を踏まえて申し上げますが、いかがでしょうか。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

土壤汚染対策法によりますと、基本的には土壤の汚染というのは実際には上から、地表の表面から見ても分かりませんので、実際には工事を行う30日前までに届出を行うと。土壤汚染があるかないか分からないんですけれども、その段階で届出を行うというような規定になっています。事前調査、今回、鳥栖・三養基西部の段階ですけれども、今回の建設予定地が旧ごみ処理施設が立地していたところで、事前の調査は必ずしてくださいというような県との協議の結果でございましたので、事前に調査をした結果、汚染が見つかったというところでございます。したがって、順番的にはですね、法に従って行ったというところでございます。以上でございます。

牧瀬昭子議員

議長。

齊藤正治議長

牧瀬議員。

牧瀬昭子議員

法に従ってということで、順当にされていったのかもしれませんが、鳥栖市としてはやっぱりもともとごみ処理施設があったというのを踏まえるならば、選定するときにそれをやっておくというのが筋だったと私は思いますけれども、そのあたりは管理者に一度お聞きしたい。

橋本康志管理者

議長。

齊藤正治議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

ご質問ありがとうございます。今回の土壤調査の件につきましては、ここにごみ焼却施設を建てると

いう計画が持ち上がったという事によって、その過程にあつて調査をしなければいけないという事でしたわけでございます。ですから、事前に鳥栖市の負担においてやるという事が適切かというところではなくて、組合としてそこに建てるという計画ができたところで調査をしたということで、一応、鳥栖市としては土地については無償で組合で使っていただくということでしてございまして、その代わりに建設に係る費用については各市町でご負担をお願いしたいということで確認したところでございます。

齊藤正治議長

他にございませんか。

松信彰文議員

議長。

齊藤正治議長

松信議員。

松信彰文議員

黙っておこうかと思ったんですが、今の牧瀬議員さんと市長さんの話し合いの経過を踏まえてですね、この決算審査意見書のいわゆる監査委員報告の中の3のその他の(1)次期ごみ処理施設の建設予定地を北西部へ変更したことに関し、これまで実施した業務については、その目的や成果等を勘案し、構成市町間の適切な費用負担について検討されたいということですよ。これをかいつまんで言うと要するに、し尿処理施設の用地の土壤調査業務の5,900万円ですか、この問題については、鳥栖市で負担してくださいよということですね、監査委員さんはおっしゃってんじゃないかなと、私はこれを見た時にそう思ったわけですね。牧瀬議員さんがおっしゃった調査のあるなしに関わらず、その用地を選定したということは、その用地が適切な用地であるということ踏まえてですね、鳥栖市さんがその土地を無償であれ何であれ結局、提供をされたら、で、その中ですべての事業が進捗していく中で、その用地について以前のいわゆる使用された要因等によって問題が発生してきたと。については、この問題については、鳥栖市でいわゆる5,951万円4,480円については、鳥栖市で負担してくださいねということをおっしゃったんだなというように私は理解したわけですよ。けども、今のやりとりを聞いているとですね、いや、鳥栖市は無償で出したんだからその瑕疵があったにしてもですね、これは全部の構成市町で負担してもらわなきゃならないですよみたいな今の鳥栖市長のご答弁だったわけですよ。そうすると私としては、どっちが正しいとは言いませんよ。けども2名のいわゆる監査委員さんは、これは鳥栖市の内部の問題である。よって、鳥栖市で負担をしてくださいねということをおっしゃっているんじゃないかと私はそう理解しています。ということは、鳥栖市の市長さんと監査委員さん2名の方ですね意見が食い違っているんじゃないかと。その食い違いのままこの議会にこれを提出されたんだなと。それじゃあ、あとどう処理していくんですかというところに私の意識がいったわけですね。けども、さし出がましいことはもう言わなくていいんじゃないかとは思ったんですが、今の牧瀬議員さんと鳥栖市長さんのやりとりを聞いているとですね、これは一言、言っておかないといかないかなと思いました。あしからず。

橋本康志管理者

議長。

齊藤正治議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

ご指摘ありがとうございます。ちょっと私、牧瀬議員のご質問で誤解をしているところがございます、一応それぞれ調査項目が細々ございましてそれについて今回、ご指摘をいただいたわけですが、今、事務的に事務局長からもご報告を申し上げましたように国への返還金等々ございますので整理をいたしております。監査委員からのご指摘を真摯に受け止めまして我々としても対応してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

松信彰文議員

議長。

齊藤正治議長

松信議員。

松信彰文議員

私は、よろしければ園田監査委員さんからこの趣旨はどういう趣旨ですかとお聞きをですね、これはこういう趣旨ですよということを今、発表してもらったほうが一番いいんじゃないですか。あとくされがなくて。なにか、鳥栖市長さんあるいはその他の首長さん、このへんのご意思がですね、どうも鳥栖市からの情報不足によってですね、首長会議がですね、うまくまわってないんじゃないかと、首長会議でたたき台を作って、骨格を作ってこの議会に出されてですね、それが納得できるものであれば、首長の意見は尊重して会議を進めていくというのは、我々のお仕事ではなかろうかと私は思っているわけですよ。ところが、のっけからですね鳥栖市長さんと鳥栖の牧瀬議員さんがですね、それから監査委員さんの意見が食い違っているということであればですね、これは大問題です。私は突き詰めていき、原因を、

齊藤正治議長

松信議員。発言中でございますけども、園田監査委員に質問していただいたほうが監査委員の内容が分かるかと思いますが。

松信彰文議員

ですから、それは議長さんの権限でもって、私があればこれ介入する訳いきませんので、

齊藤正治議長

というわけで、松信議員いいですか。

松信彰文議員

私はお願いしたいと思います。

齊藤正治議長

園田監査委員。

園田邦広監査委員

この監査報告というのはですね、これは東部環境執行部、いわゆる管理者に宛ててですね意見を申し述べた分ですよね。で、それを私たちが議会でいろいろ監査委員が直接お話をするという事は、私は控

えるべきだと思います。それは執行部内でしっかりと議論をしていただいて結果を出すというのが本来の姿じゃないでしょうかね。私は、代表監査委員もおられますので、それを言ってくださいというなら代表監査委員と相談しないと私はここではいろいろと言われません。

齊藤正治議長

いろいろ出ておりますけども、休憩を取りたいと思います。よろしゅうございますか。暫時休憩をいたします。

～～～ 休憩 ～～～

齊藤正治議長

それでは、再開いたします。

橋本康志管理者

議長。

齊藤正治議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

休憩をいただきましてありがとうございました。今、ご指摘を頂戴した件でございますけども、監査委員からのご指摘を頂戴しております。このご指摘を真摯に受け止めまして今、事務的な調査等しておりますので、それを踏まえまして首長会で検討をしてみたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

齊藤正治議長

はい、よろしゅうございますか。

松信彰文議員

はい。

齊藤正治議長

他にございませんか。

森田浩文議員

議長。

齊藤正治議長

森田議員。

森田浩文議員

私も松信議員と同じく、粛々と進めていただいて終わらした方がいいのかなと思いつつ、見ておりましたが、場合によっては、ただで提供しますよというふうな言葉だったと思うんですね、最初の話が、ただやっぱり、ただより高いものはないというような言葉もあるようにですね、ひょっとしたら構成市町が負担する割合が大きくなるんじゃないかなという不安が私は、考えているところです。先ほど樋口議員のほうからの話もありましたけども、脊振塵芥処理と西部のほうの地域振興費の受入れの

有無とかそういったものもある程度リサイクル処理施設を進めるにあたってですね、回答を求めるようなことも出てます。あるかないかでここらへんの額もまた変わって来ると思います、将来的にですね。状況によっては進めれないというふうなこともあるかもしれません。あるかもしれないというふうな問題で言えば、いざ、建設になった際にですね今引いておられますが住民の方々が、工事差し止めの仮処分申請、これを弁護士がたててくる可能性を私は否めないと思います。あくまでも弁護士さんの意見として将来的にこういうふうになるよというふうな説明を受けてないにしろですね、ひよっとしたら工事を止められる可能性、これも十分に考えて進めないといけないと思います。当初の話では、PFIの形で進めるというふうな計画もありましたけども、結果としてこの前の説明会では公設民営というふうな形で民間業者の方々に負担していただいて、事業利益のメリットをいただくというふうなことを趣旨にこの計画が始まったかと思うんですが、すべて公共のほうで費用負担をしてその金額が全然今、分からない状態になるというふうな事は、非常に進めていく事でも厳しい条件があるのではないかなと私は思います。ですから、先ほど管理者のほうからもおっしゃっていただきましたが、もう一度ですね初心に帰るような形で首長会でやっていただいてですね、あらゆる可能性を踏まえたうえで、再度ご提案いただくような事も必要になるんじゃないかと思います。一番はお金の問題です。お金の問題が見えていないのに計画だけ進めていく、これは非常に厳しいことなので、危険があることなんでそういったところをもう一度、お金の部分をザルじゃなくてですね、将来的にこんなデメリットがあるじゃないか、こんな問題があるんじゃないかというようなことを、よくよく考えていただいて改めて提案をいただけるようなことを私は求めていきたいと思っております。意見として述べさせていただきますが、以上になります。

齊藤正治議長

答弁ありませんか。

森田浩文議員

なら、管理者のほうお願いします。答弁いただけるようであれば。

末安伸之副管理者

議長。

齊藤正治議長

末安副管理者。

末安伸之副管理者

すみません。副管理者の立場として申し上げますけども、一つは費用負担の在り方については当初からすでにルール化されています。人口割と排出割と。今回のご質問については、新たに発覚した旧鳥栖市の処理場内での汚染問題に対する費用についてのご質問だと思います。よって、まず、土地を無償でお貸しいただくということの決定に至った経緯について少し触れますけども、まず、本来ならば造成工事等が、ここがかなり造成工事がかかっています。地形をフラットにするために。すでに鳥栖市の場合はフラットになった状態ということで、鳥栖市が造成についてはもう鳥栖市の費用でされていることをひとつ見なすということと、鳥栖市の旧処理場の解体についてはですね、鳥栖の土地を無償で借りる条件のひとつとして、それは適正に組合としてそれを除去しようということで、これは費用負担の中で按分

しようということになりました。大事なご質問の件ですが、当初、溶融資源化センターをそこに配置する予定のところから基準値を大幅に超えるような汚染物質が出たということを受けて検討した結果、そこに対する持ち出しするよりかそこを適切に封じ込める方法、これが一番、費用的にもまた、確実に対応できるんじゃないかということで、そこは使わないということで協議をしました。よって、もしそこが鳥栖市独自で封じ込めする費用と持ち出す費用については、それは組合として、構成市町では負担しないという考え方を持っているところであります。その部分は鳥栖市さんの責任で封じ込めするか持ち出しするかご判断をいただくということで、私たちとしてはそういう認識をしているところでございます。以上でございます。

齊藤正治議長

よろしゅうございますか。

森田浩文議員

はい。

齊藤正治議長

他にございませんか。

ないようでございますので、質疑を終わります。本案は討論を省略してただちに採決を行います。議案第6号について原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって議案第6号、平成30年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定については、原案のとおり認定する事に決しました。



日程第8 議案第7号 令和元年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第1号）

齊藤正治議長

日程第8、議案第7号、令和元年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。議案の説明を求めます。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

ただ今、議題となりました議案第7号、令和元年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。お手元の別冊の補正予算書をお願いいたします。今回の補正につきましては、国庫補助金の交付決定に伴うもの及び平成30年度一般会計歳入歳出決算の確定に伴うものを補正しているほか、次期ごみ処理施設整備運営事業としてごみ処理施設の事業者選定にあたって、入

札を実施するための予算といたしまして、債務負担行為の設定を行うものでございます。それでは、歳入についてご説明いたします。明細のほうが分かりやすいと思いますので、7ページをお願いいたします。歳入につきまして、款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1衛生費国庫補助金、節1清掃費国庫補助金を380万1千円減額補正しております。減額の理由といたしましては、平成30年度、昨年度の国庫補助事業におきまして、当初の事業予定額を下回ったことから、補助率1/3を上回って交付された過充当分の交付金については、次年度、今年度にですが、今年度において国庫補助対象事業に充当する年度間調整という制度に基づき、今年度の国庫補助金が前年度の過充当相当分を減額されて交付決定を受けたところによるものでございます。次に款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金につきましては、平成30年度決算剰余金と同額でございます。以上、歳入は国庫補助金の減額補正と繰越金の補正合わせて、613万4千円の補正となるところでございます。次に8ページをお願いします。歳出のほうでございますが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節23償還金利子及び割引料に歳入の補正額と同額の613万4千円を計上しております。これらは構成市町に精算金としてそれぞれの負担割合に応じて返還する事としております。次に債務負担行為の設定でございます。議案書の4ページ、戻りまして4ページをお願いいたします。今回、次期ごみ処理施設の入札を実施するにあたり、令和2年度から令和35年度まで建設に4ヵ年、施設の運営に30年の期間にわたる債務負担行為の設定をお願いしております。限度額につきましては、建設に168億9,820万円、運営に246億8,180万円の合計415億8千万円を設定しております。限度額の設定にあたりましては、国内の他事例の入札状況を踏まえ、業社からの見積りをもとに設定をしております。また、今回は民間事業者の経営能力や技術的能力を活用するために、設計、施工、運営のすべてを事業者が一括して行う、DBO方式により実施をいたします。そこで、事業者の提案を募集し、業者選定員会の評価を踏まえたくえで採用する事業者を決定することとなります。施設の概要について申し上げますと、全連続燃焼式焼却炉でございまして、余熱で発電を行うこと、そして余剰電力を売却することとしております。ごみの処理量は1日あたり172t、処理方式は、事業者の提案としております。また、排ガスにつきましても周辺に住宅地が立地している他の処理施設の事例を参考に当初計画より厳しい基準値を設定し、周辺の環境に配慮することとしております。今回、この債務負担行為設定の議決をいただきますと、9月に入札公告を実施し、来年2月に事業者からの提案を受け、5月に事業者を決定したのちに仮契約を経て、来年8月の定例会で建設契約の議決を得たいと考えております。以上、議案第7号のご説明でございました。

齊藤正治議長

はい、ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。

園田邦広議員

議長。

齊藤正治議長

園田議員。

園田邦広議員

4 ページの債務負担行為 4 1 5 億 8 千万円ですか、債務負担行為の期限が令和 2 年度から令和 3 5 年度までということになっております。私はこの間、8 月の 2 0 日にこの勉強会という事でお尋ねをしましたが、結局この設置期間は 3 0 年ということをおっしゃいましたね。で、その 3 0 年というのはどこから出てきたのかということをお尋ねしていたかと思えます。それで、私は覚書というのを以前いただいておりますので、その覚書を見ても設置期限というのが入っておりません。先ほどからいろいろ議論されておった建設協力金の負担についてはきちんと謳ってありますが、設置期限というのが何年から何年までだということがですね、ないもんですから何を根拠にこの 3 0 年というのを設定したのかということをお尋ねしたわけですね。で、そういったものがあればですね、提出をしていただきたいということと、私たちが判断する材料がないわけですね。3 0 年という、結局、首長会とか他の地元とかの取り決めによって 3 0 年間と取り決めをしております、覚書などを取り交わしておりますというものがあればですね、ああそうですかということになります、今現在はそういった資料というのが全く出ておりませんので、その点をお尋ねしたいと思います。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

園田議員のご質問で 3 0 年間という根拠はどこにあるのかということでございます。平成 2 8 年の 8 月に開催をされました佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会というのがございます。この組合が発足する前の事でございますが、そこにおきまして、次期ごみ処理施設の設置期限を 3 0 年とするということが構成市町間で確認を取っております。その後、同年の 1 2 月 2 7 日に 2 市 3 町で佐賀県東部地区ごみ処理建設及び管理運営に関する覚書でございますけれども、そこには確かに 3 0 年間といったような数字は盛り込まれておりません。覚書につきましては、当初、建設地やその面積、あるいはリサイクル施設の建設等にも触れておりましたが、ご存じのとおり建設予定地のほうが縮小になったり、リサイクル施設のほうが同じ場所に建てられなかったりということになりまして、改正の必要があると思っておりますけれども、まだ、リサイクル施設の位置等が未定でございますので、時機を見て改正をしていく際に設置期限のほうも盛り込んでいきたいというふうに考えておるところでございます。また、地元の真木町との協議の中ではですね、平成 2 8 年の 1 1 月や 1 2 月ぐらいに真木町の代表者会のほうに出席をいたしまして、説明のほうを行っているということがございます。その説明の内容といたしましては、設置期限を 3 0 年としたいということでございます。そして、3 0 年にしたいということで説明のほうを行っております。で、その際には、代表者会においては 3 0 年という期間については、特に議論がなかったというふうな聞いておるところでございます。したがって、議員ご指摘のとおり覚書には 3 0 年という記載はございませんし、地元とのお約束のほうとしては、文書を交わしたという事も今のところはまだできていませんけれども、今後、地元等とは文書を交わしていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

園田邦広議員

議長。

齊藤正治議長

園田議員。

園田邦広議員

まず、平成28年の8月に構成団体の首長会で30年とするという申合せのようなものはできていたということですよ。しかし、それを記載したものは一切ないということですね。で、覚書が平成28年の12月27日にできております。この中に、これは結局、8月ですから覚書は12月ですから覚書を交わすときに30年という事がもう決まっているわけですから、私はここに30年というのを記載しておくべきではなかったかと思えます。それともう一点は、この設置をする場所、いわゆる真木町ですね、真木町との最初からの交渉がいろいろあったろうと思えます。で、その交渉の中でいろいろな意見が出てきたと思えます。で、その意見をまとめて合意をするためにはやっぱり、協定書というものが必要だろうというふうに思うわけですよ。当然、協定書の中にも30年設置をさせてくださいというものも織り込んでかないといけないと思うわけですよ。ですからそういったもの、いわゆる公文書ですよ、公文書は一切、我々は見えていない。そういった公文書がないものをただ30年で設置期間をお願いしますと言われてもですね、我々は何を根拠に議決したかと、やっぱり町民の皆さんには言われかねませんよ。私はそこを心配しているわけです。ですから、公文書なるものがあるとするならば、それを提出をしていただきたい。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

先ほどの答弁の中で申しあげました平成28年の8月17日に東部ブロックごみ処理施設建設協議会におきまして30年間とすると、設置期間を30年間とするというような確認を取ったというような事を申しあげました。で、その確認を取ったあとに確認事項を全て構成市町の首長のほうとの公印をすべて記名押印して確認を交わしたという文書はございます。で、それについてはお出しする事ができますので、今、お出ししてよろしゅうございますでしょうか。

齊藤正治議長

出してください。

園田邦広議員

正式なものかどうか分からないですけども、そういったものがあるとすれば、この参考のためにですね、私は是非、出していただきたいと思えます。そうしないと、私らが議決する資料が何もありません。

齊藤正治議長

書類を出してください。

末安伸之副管理者

すみません、休憩をお願いします。

齊藤正治議長

休憩をいたします。

～～～ 休憩 ～～～

齊藤正治議長

それでは再開いたします。

資料の説明を吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

今、皆様のお手元にですね佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会協議事項確認書というものを
お渡ししております。この中で2ページをご覧いただきたいのですが、2ページの真ん中ほど28年の
8月17日、2番のところです。次期施設の2番、設置期限の設定についてということで、設置期限は
30年とするということにしております。30年の根拠でございますが、4ページ目をご覧いただきた
いと思います。4ページの下の方でございます。事務局案のところでございますが、30年とする根拠
でございますが、環境省におきましてストックマネジメントの手法を導入いたしましてできるだけ施設
の長寿命化、延命化を図ることを環境省のほうが今、指導をしております。このような中、実態調査に
よりますと、全国のごみ焼却施設の平均使用年数が約30年となっていることから、事務局案として、
30年という案を提案いたしまして、この協議会の中でご承認をいただいたというところがございます。
この協議会につきましては、何回も繰り返しこの事項を協議した結果、最終的に平成30年の3月15
日の日に2市3町の首長で公印を押して確認をしたという形になっております。以上でございます。

園田邦広議員

議長。

齊藤正治議長

園田議員。

園田邦広議員

今、資料を出していただきましてありがとうございます。ただ、この協議会事項、確認事項ですよね、
これは。ですから、私は、これは正式な公文書ではなかろうというふうに思っております。それからも
う一点は、先ほどお話をしておりました地元真木町との協定書もまだできていないということでしょう。
そうすると、いろいろな意見の中で、やっぱり最終的にまとめていかないといけないようなものは、や
っぱり、環境保全ですよね、地元とはですね。いわゆる公害防止とか、道路整備、その他に地域振興、
いわゆる協力金ですよね、こういったものは鳥栖がやることでありますが、そういったものをやはり、
公文書として残しておくということでなければ、今後、我々がいるときはいいですよ。しかし、30
年というふうになっておりますので、そういった長い期間、果たしてこの組合議員さんが何人おられる
のかですね。また、首長さんもほとんど変わられるような時代にもなろうと思っておりますので、一番なん
でも行政でものをいうのは、やっぱり公文書ですよ。しっかりとその公文書を残していただきたい。で、

これしかできていないということであればですね、今後、いつまでに首長会の中で覚書の中に30年と
いうのを挿入されるのか。また、別枠で公文書として残すのかはお任せをしますが、そういったものを
作成していただきたい。そうすると、地元協力金の関係もですね、区長さんなり協議会か何かできてい
ると思いますので、そこらへんと今までの要望とかをもう少し整理をしてもらって、きちんとした協定
書、地元との協定書ですね、そういったものを作成していただいて、この組合議会に提出をしていただ
きたいというふうに思います。それでないと私たちはこれを債務負担行為を議決するわけいかんですよ。
何の根拠もないのに30年と、何をしたのかというような事になりますので。その約束ができれば、
私は反対するつもりはありません。しかし、そういった根拠となるものがないので、質問をして
いるわけです。以上です。いつまでにそういったものを作成できるかというのを答弁してください。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

まず、2市3町での覚書等につきましては、できるだけ早く、

末安伸之副管理者

議長。

齊藤正治議長

末安副管理者。

末安伸之副管理者

まず、ご質問に私のほうからお答えさせていただきます。一回経験したという事ですみません、管理
者に代わりまして。公文書そのものがこれなんです。これが最大の公文書です。合併するときとか新
しい組合を作るとき、法律に基づく法定協議会等において、合併する前に決めるんですけども。今回、
新しく組合を作るときにもそのような手続きを踏まえた中で、合意事項ということでこれが最大の公文
書です。ただ、改めてこれに関しての一つ項目を抜粋して新たな公文書を作る必要は私はないと思っ
ています。これが最大の公文書です。そしてこれを執行するうえで、議会の議決がないと執行できない
ということですので、この確認事項を協議事項に基づいて、今回債務負担行為等をお願いして、
その議決権をもって地元に入って、地元との覚書、確認書という段階になります。議会の議決権がない
と我々、執行できませんから、執行できないものをですね持って行って地元と覚書を先に交わすとい
う事は、完全な議会軽視という形になりますので、順番としては今日議決をいただいたのちにすぐ鳥栖市
さんとしても、組合としても地元へ責任ある対応するうえで、本日の議会の議決を頂戴いたしたいと思
っているところがございます。以上です。

園田邦広議員

議長。

齊藤正治議長

園田議員。

園田邦広議員

ちょっと、執行部と私の認識が違うようですが、今、末安町長のほうから、副管理者から言われたように、それは一部あると私は思いますが、議会側としては、そういったものを出されていなかったことに対して、債務負担行為をなんで30年なのかということが出てきましたので、今まで私は質問をしてきたところですね。

末安伸之副管理者

議長。

齊藤正治議長

末安副管理者。

末安伸之副管理者

一つというか、大きな反省をすべき点はですね、議決をいただく前にやはり議会の皆さんは市民、町民の皆さんの代表でございますので、やはり、事前に十分な情報を事務局なり我々が示して、ご理解いただいて、本日の定例議会でのご審議に臨むべきだと思います。ご質問を受けて、あとから資料を出すのではなくて、本来、こういうものについては、速やかに全員協議会なりを開催して情報を共有してその中で議会の調査を十分していただいたのちに、こういう議会に臨むべきだと、そういうふうを考えておりますので、この点については、今後、私たちもですね事務局を交え、議会の皆さんに対する対応について真剣に検討しなければ、この事業についてスムーズにいかないのではないかと大変懸念をしているところでございますので、管理者を差し置いて大変申し訳ありませんけども、今後、事務局そして私たち首長の中でも議会の皆さんに対する説明責任、当然、イコール住民に対する説明責任でもございますので、今後の在り方については、真剣に協議をさせていただきたいと思っておりますのでございます。本日、園田議員からご質問いただいている点については、やはり情報を共有していないという事が大きな審議上のネックになっておりますので、こういうことがないように、また、研さんに努めていきたいと、私は思います。

園田邦広議員

議長。

齊藤正治議長

園田議員。

園田邦広議員

最後に。それでは、真木町との代表者の方と話をされてきたと思うんですが、この30年と、これは、議決してから地元にも出て行かないといけないという事ですので、これは30年というのは地元ももう了解しておられるということで判断してよいでしょうか。

橋本康志管理者

議長。

齊藤正治議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

先ほど、末安副管理者のほうからご指摘がありましたように議員の皆様への情報提供がそもそもできていなかったことは、大いに反省してまいりたいと思います。今回の30年という設置期間の問題でございすが、当初から真木町、地元の地区につきましては30年ということでご説明をし、ご理解を賜って来たというふうに理解をしておりますし、最近も確認をしましたところ、その件で特にご意見は頂戴しておりません。ということで、地元としては30年という事でご理解をいただいているというところで認識をしております。

牧瀬昭子議員

議長。

齊藤正治議長

牧瀬議員。

牧瀬昭子議員

周辺自治体というのはですね、真木町だけというふうに考えてらっしゃいますか。

橋本康志管理者

議長。

齊藤正治議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

地元自治体で真木町、設置の町ということで真木町でございます。

牧瀬昭子議員

議長。

齊藤正治議長

牧瀬議員。

牧瀬昭子議員

平成28年5月10日の火曜日に安楽寺公民館で説明会が行われたと思うんですけども、その中で、その当時の課長さんはですね安楽寺の方々はこちらは、その中に安楽寺は入るのかと、公害防止協定のよなものを締結するように考えていますかという質問の中で、市としては協定を締結させていただきたいと考えている。具体的な内容は確定していないが、建設までには締結したいとおっしゃってあって、話してありますので、安楽寺以外でもですね、議事録があるのが安楽寺だけなんですけども、その周辺自治体にいろいろ説明会が行われていると思うんですけども、その周辺自治体、真木町以外の方々というのは近くにお住まいですので、住所は真木町かもしれないけれども周辺の500m以内というのは、いろんな町がかぶっていると思うんですよ。そこのところにはちゃんと説明がなされているかどうか、その代表者だけではなくて周辺の人たちがみんな分かって30年分かりましたと言っているのかどうかというのは確認させてください。

橋本康志管理者

議長。

齊藤正治議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

一応、原則真木町に対して説明をやってきております。あとそれ以外、例えば安楽寺町とか今、ご指摘があった町につきましてもご希望があるところについては、説明会を順次してきているところでございます。当然、その中でも原則30年ということですとずっとご説明をしてきております。

牧瀬昭子議員

議長。

齊藤正治議長

牧瀬議員。

牧瀬昭子議員

了承は得なくていいんですか。説明だけでいいんですか。協定なり、先ほどの公文書というのは周辺自治体には結ばなくてもいいんですか。

橋本康志管理者

議長。

齊藤正治議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

ご理解をいただく必要はあるということで、丁寧な説明に努めておりますが、了承をいただく必要はないというものでございます。

牧瀬昭子議員

議長。

齊藤正治議長

牧瀬議員。

牧瀬昭子議員

そこは、きちんとした説明が必要だと思いますし、突然30年と行ってここで議決して決まりましたのどと持って行かれたらもっと反発を受けるとは思いますけども、そのへんはどう思われますか。

橋本康志管理者

議長。

齊藤正治議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

設置年限について30年というのは、当初から様々な個所で説明するときに30年と申しております。

牧瀬昭子議員

議長。

齊藤正治議長

牧瀬議員。

牧瀬昭子議員

30年というのは確実に30年ですよという説明はしていませんよね。20年から30年という言い方をされていませんか。30年と確実に言っていますか。

橋本康志管理者

議長。

齊藤正治議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

一応、説明の中ではさきほど吉田事務局長が申しましたとおり、環境省のご指導が30年ということでございますし、装置の使用期限、この中で考えましても30年というのが妥当であるということで、30年というご説明をしております。

牧瀬昭子議員

議長。

齊藤正治議長

牧瀬議員。

牧瀬昭子議員

地元の方たちにもう一度、そのあたりをしっかりと確定した段階でお知らせする必要があると思うので、そこは説明されたほうがいいと思うんですけども、いかがですか。しなくてもいいと思われませんか。30年聞いてなかったよと言う人たちがいらっしやいませんか。

橋本康志管理者

議長。

齊藤正治議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

これまでも各真木町を中心としてご要請があったときに、あるいはこちらが必要と感じたときにご説明をしております。ですから改めて、恐らくタイミングとしましてはこれからここで議決をいただいて、一応、議会のご承認をいただいたところで、30年で改めて進んでいくというところでまいります。来年入札なりを行って、業者が決定をし、新たな排出基準等についても明らかになってまいりますので、その明らかになったところで、また再度、地元等の説明が行われるというふうに思いますので、その中で重ねて申し上げていきたいと思っております。

齊藤正治議長

他にございませんか。

中山五雄議員

議長。

齊藤正治議長

中山議員。

中山五雄議員

最後に一言だけ、この問題は最初からつまずいて今まで来ておりますが、今後はですね、執行部として慎重に進んでいただきたい。議会とも密に今後は連絡を取り合ってください、先ほどからいろんな意見が出ておりましたけども、聞いておりませんかそれに対する不満ですとかいろいろな意見がよく出ておりますので、その辺をですね今後はきちんとした対応を取っていただきたい。これは、あくまでもお願いです。以上です。

森田浩文議員

議長。

齊藤正治議長

森田議員。

森田浩文議員

先ほどからご意見出ていますが、30年という長い期間がやっぱり皆さん心配かと思えます。私は、30年後はかろうじて生きているんじゃないかなと思ってますんで、しっかり見守っていきたいと思ってるんですが、400億を超えるような莫大な債務負担になりますんで、その件についてです。建設後の施設はSPCを使って運営をしていくという事なんです、SPCは、倒産隔離ですね、出資される企業だとか関係する自治体がある存在を確認する意味合いもあってSPCを作るというふうな事だと思うんですが、鳥栖市の中ですね、一番都会の久留米にも隣接するような重要な拠点、隣には川も流れてますし、こういった損害が発生するのか本当に読めない状態かと思うんですよね、先々。公害の問題もそうですし、雨もひどいんで川も氾濫を起こしてひょっとしたら水が施設の中に流れ込むような事態もあるかと思えます。そういった場合にはですね、補償とか賠償に関するような金額、これはこの債務負担行為の415億円の中に含まれると考えてよろしいのでしょうか。そうじゃないと考えられているのでしょうか。そこをお尋ねしたいと思えます。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

債務負担行為の中にはですね、様々なリスクに対応する保険料の分も含まれておることですので、補償費そのものは含まれておりませんが、補償するための保険料は含まれているということでございます。

森田浩文議員

議長。

齊藤正治議長

森田議員。

森田浩文議員

PFIとかですね、PPP自体はいろんな自治体で取り組まれてますし、これからの行政と民間の在

り方のモデルになっていくかと思うんですけども、まだ、歴史が非常に短い、まだ最近始まったばかりの手法なんですよ、先の事は本当に読めない。そういった手法をこれから公設民営の中で取り入れていく予定ですので、恐らく参加される事業者とかもですね、補償だとか賠償に対してどこまで自治体が責任をもってくれるのか不安になっていると思うんですよ。慣れた業者が入って来るかと思うんですけど、そういったところに対してこの組合ではですね、どのように対処していこうと、保険で賄いますよ。だけでは済まない部分もあるかと思うんですよ。30年400億のお金の中でどんなでしょうか。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

今回のDBO方式による運営でございますけども、基本的には民間活力を利用するということでございます。したがって、民間活力を利用しながら当然、そこは民間に委託をするところでございますので、リスク分担というのあらかじめ契約の中でしっかりと決めておくということしております。したがって、当然、行政側の責任によるものの損害を与えた場合につきましては、当然、行政のほうに責任を持たないといけないというふうに考えておりますし、民間事業の責任による賠償につきましては、民間事業者のほうで当然、賠償すべきものというふうに考えておりますので、民間事業者もその点ふまえて保険等に入るといふようなところの保険料について、この415億8千万円の中に含まれているというふうに考えております。以上でございます。

森田浩文議員

議長。

齊藤正治議長

森田議員。

森田浩文議員

そういったところはですね、先に補償だとか賠償責任の危機管理あたりのことはですね、危険負担等々をしっかりと説明をしていないからこの債務負担の今、415億の話がぼんと出てきたときに、やっぱりみなさんは不安が出てきていると思うんですよ。実際ここでこれを今から負担するという決断をすることはすごく大変な事だと思うんですよ。どういったリスクがあって、どういった将来像、将来こうなりますよというふうな説明は今後もしっかりと事務局のほうは説明をしていただく責任があるかと思いますが、いかがでしょうか。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

今後、入札公告等に入っていく形となりますけども、当然、議会の皆様にもご説明の機会を設けまし

て、中身について丁寧にご説明をしていきたいというふうに考えております。

齊藤正治議長

他にございませんか。

松信彰文議員

最後にひとつ。

齊藤正治議長

松信議員。

松信彰文議員

鳥栖市長さんにお伺いいたしますけれども、リサイクルプラザ用地ですね、これは南東部に約2ha、再処分用地として0.5ha、2.5ha こっちにあるんですね。そこも今後のリサイクルプラザ用地として選択肢の中にありますか。なぜ聞くかという、よそにすると同じ手続きをまたしないといけないわけですね、同じ事を。今までやってきたような事をですね。そういう手間を考えるとですね、迅速に合理的にですね、整理されてやったほうが将来的にいいんじゃないかなと、危惧を持っております。

橋本康志管理者

議長。

齊藤正治議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

ご指摘ありがとうございます。先ほどお答え申し上げましたように、この真木町の敷地の南東部につきまして、当初、焼却施設とリサイクル施設を併せて建てるということで計画しておりました。ただ、予想を超えるものが埋まっているということで、北西部に場所を変えたところがございます。鳥栖市として6月の議会でご承認をいただきまして、今年度と来年度の2ヵ年をかけまして、埋まっている物の調査をまず行うということでございます。そのうえでどういう対処が必要かと判断したうえで、対応をしていくという事でございます。そうしますと、先ほど来、リサイクル施設については、できるだけ早く適地を見つけるということで申し上げたのとちょっと時間的な要素が噛み合わないという事がございまして、その意味でリサイクル施設の設置場所として当初予定しておりました南東部を候補として加えることはしないということでございます。

松信彰文議員

しない。

橋本康志管理者

はい。それを省いたところでリサイクル施設の設置場所を選定したいと考えています。それが時間的に早く進めるために必要だと考えています。

松信彰文議員

議長。

齊藤正治議長

松信議員。

松信彰文議員

先週、伊万里に行きましたよね。さが西部クリーンセンターが3ha なんですよね、敷地がですね。立派なものができておりましたし、私としては、間に合えばですねここにリサイクル関係の施設を首尾よくして建てられた方がですね二度手間を省く。また、余分な費用を省く、そして、施設の統一によることから本体が出来上がるまでに見通しが立てばですね、選択肢に入れていただいたほうがいいかなというふうに思いました。検討の余地があれば検討してください。お願いします。

齊藤正治議長

他にございませんか。

牧瀬昭子議員

議長。

齊藤正治議長

牧瀬議員。

牧瀬昭子議員

最初ですね、ここにまず焼却施設のみを建てましょうという話が、首長会議の中で行われたと思うんですけども、そのときに4月26日に首長会議で決められた焼却施設のみの建設が可能であるとなる根拠となる資料はということで、どういったものを踏まえてここに建てても大丈夫だというふうにご検討、会議の中でされたのか教えていただけませんか。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

北西部のほうに狭いエリア、1.7ha ございますけども、そこに建てられるかどうかというのはですね、プラントメーカーによる調査、プラントメーカーのほうに調査を依頼いたしまして、プラントメーカーのほうから建てられますというようにところで回答を得たということで、プラントメーカーが建てられるという調査結果を得ましたので、そちらで焼却施設のみを建てるといような事を首長会のほうで決めております。以上でございます。

牧瀬昭子議員

議長。

齊藤正治議長

牧瀬議員。

牧瀬昭子議員

プラントメーカーは何社に頼んで、何社建てられますとおっしゃられましたか。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

プラントメーカーの数につきましては、今回、私どものほうの入札のほうに興味を示している会社でもございますので、現時点で何社かという事を公にいたしますと入札のほうに影響があるのではないかと考えておりますので、回答については、申し訳ございませんけれども控えさせていただきたいと思っております。

牧瀬昭子議員

議長。

齊藤正治議長

牧瀬議員。

牧瀬昭子議員

すいません。もう情報公開させていただいておまして、内容は手元にありまして、恐らく面積1.5 haに両施設を建設した実績はございます。ただし、次期ごみ処理施設よりも小さい施設規模です。というふうな回答を見て首長会議のほうでは承諾を得られたのではないのかなと思ってるんですけども。で、他の業者さんのところの回答というのが、安全の確保は困難とか、費用がまた更に掛かりますとか、日にちがもっと掛かりますとか、狭すぎるのもっと広いところを探して欲しいとか、なんかそういうことが、複雑になる可能性が高いとか、もう後ろ向きな事しか書かれてなくて、現実的ではございませんとか、ですね。数十億円単位で費用が増加することが見込まれますとか、そういう回答があったので、こういう部分で森田議員さんもおっしゃいましたけども、リスク増というのをきちんとお示しただけか、もうすでに何かあるんじゃないかなということが、あの狭さから皆さん想像できていると思うんですね。で、この費用が今出てますけども、これで本当に収まるのかと、費用もですし、期間も延びればもっとそれ以上に、それぞれの自治体さんの負担を強いられることが起こるのではないかととても不安に思います。それは負担をさせてしまう事に対する不安です。なので、そこはしっかりと説明をされるべきだと思いますし、それを見たらうえて議員さんたちにちゃんと投げかけることが必要なんじゃないかと思いますが、いかがですか。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

牧瀬議員の先ほどのですね、ネガティブなアンケート結果の回答でしょうか、そこについてはどういったところをお読みになっているのか私どもも理解できませんけども、基本的に狭いエリアではございますけども、建てられるというようなメーカーからの回答でございます。で、今回は入札を行います。提案による入札でございますので、入札を行って業者が決まればですね、その金額、私たちが提示した工期の中でですね、提案、あるいは施工していただけるというふうを考えておりますので、追加で工事費が増えるとかというのはですね、例えば物価のスライド条項が発令といますか、適用された場合とか、

そういったケースが考えておるところでございます。以上です。

齊藤正治議長

ほかにごいませんか。ないようですので、これにて質疑を終わりたいと思います。本案は、討論を省略してただちに採決を行います。議案第7号について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

ご異議がございますので、挙手により採決を行います。議案第7号について原案のとおり決する事に賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。よって議案第7号、令和元年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これにて令和元年8月佐賀県東部環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

大変、お疲れでございました。

午後3時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 齊藤正治

議員 志井 浩生

議員 樋口 伸一郎